# 保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法第一条の費用を定める政令 （昭和三十九年政令第三百十一号）

保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法第一条に規定する政令で定める費用は、保健所において執行される感染症の予防に関する基礎的な事務又は事業に要する費用とし、その範囲は、厚生労働大臣が定める。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四九年三月一五日政令第五四号）

この政令は、昭和四十九年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和五九年九月六日政令第二六三号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の保健所法施行令第九条及び第十条の規定並びに保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法第一条第一号の費用を定める政令の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

# 附　則（平成一〇年一二月二八日政令第四二一号）

この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成一九年三月九日政令第四四号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年六月一日）から施行する。